

再来した**脅威**の記憶と 記録を**後世**のために



甚大な被害を受けた細江地区（9月7日 静岡県瓦屋根工事業連合会撮影）

市民の皆さまへ —— 牧之原市長 杉本基久雄

この度の台風15号による国内最大級の竜巻などにより負傷された方々、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、復旧作業に懸命に取り組んでいただいた多くのボランティアの方々に敬意と感謝の意を表します。市では現在、被災された方々の生活再建を最優先に、住まいの確保、生活支援、また農業施設の復旧、営農支援に全力で取り組んでいます。被災者の方々が抱える課題の解決に全力を注ぎ、国や県、関係機関と連携を図りながら、被災地の復旧と生活の安定を着実に進め、市民の皆さまをしっかりとお支えしてまいります。

令和7年9月5日、当市に接近した台風15号がもたらした豪雨と突風。私たちの想像をはるかに超えた突風は、「国内最大級の竜巻」であったと発表され、当市や県内市町に甚大な被害をもたらしました。当市への竜巻の襲来は、「令和3年5月1日牧之原市竜巻等災害」をはじめとして、この5年の間に4回目。私たちは、この記憶を風化させず、記録とともに後世に伝えなければなりません。

【災害時系列】（10月1日現在）

9月5日 金
 10：52 静岡県中部に竜巻注意情報発表
 12：44 大雨・洪水警報発表
 12：50 風速約75m/sの突風（竜巻）が発生
 建物被害などや大規模な停電が発生
 13：00 市内土砂災害警戒情報発表
 13：50 災害対策本部設置／第1回本部会議
 13：55 避難指示
 15：40 市内土砂災害警戒情報解除
 15：43 細江、静波、坂部地区を中心に最大
 9,510世帯停電
 15：50 避難指示解除
 17：28 県が災害救助法の適用を決定
 17：30 第1回市長記者会見（以降随時開催）
 9月6日 土
 8：00 災害廃棄物の一時仮置き場設置
 8：15 罹災証明書などの申請受付開始
 10：00 静岡地方気象台現地調査
 9月7日 日
 市内ボランティア活動開始（市外は8日～）
 15：10 静岡県知事現地視察
 9月8日 月
 9：30 静岡県災害対策本部
 16：31 中部電力により市内全地域停電解消
 ＊一部地域では、屋内配線の不具合などにより
 通電せず。（街路灯、防犯灯を含む）
 9月10日 水
 14：00 農林水産大臣に支援を要望
 9月12日 金
 県内市町応援職員受入開始
 9：30 被災後1週間経過の市長報道発表
 14：30 県の各部署に支援を要望
 9月15日 日
 県外市町応援職員受入開始
 9月16日 火
 14：00 気象庁長官現地視察
 9月17日 水
 市・県職員合同の農業用施設の被害調査
 13：30 内閣府参事官避難所視察
 9月20日 土
 10：00 罹災証明書交付開始、生活再建制度
 の相談窓口開設



1_甚大な被害が出た細江地区（時ヶ谷） 2_屋根が落ち
 た住宅 3_東名相良牧之原IC北側に設置された災害廃
 棄物の仮置き場 4_竜巻襲来直後の住宅 5_根元から
 折れた電柱 6_壁や扉が飛んだ建物 7_竜巻で木々が
 倒れた山 8_坂部地区の土砂崩れ 9_静波地区の住宅
 10_農業用施設にも甚大な被害が 11_襲来時刻で止
 まった時計 12_強風で飛ばされた車 13_公園の倒木

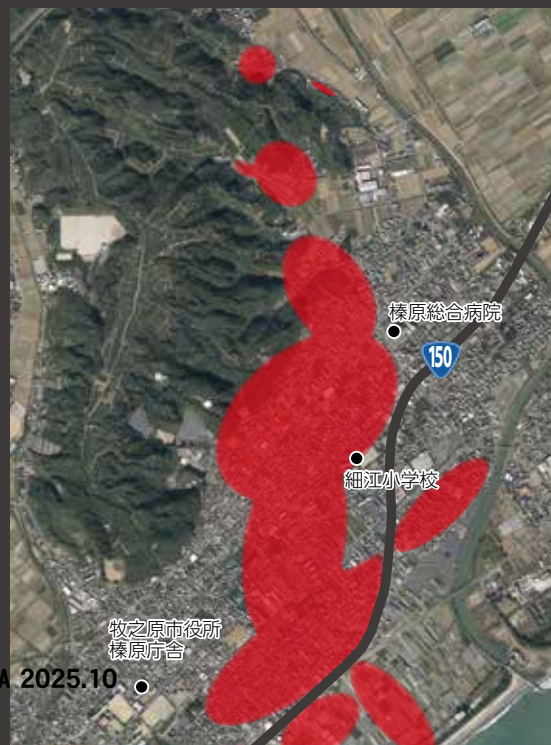


巨大竜巻の爪痕



【竜巻被害の範囲】

＊赤色箇所は竜巻被害が特に大きかったエリア
 （広域的な建物・農業用施設の被害を記載）



【市内の被害状況】（10月1日現在）

人的被害	重傷者（骨折、裂傷）4人、 軽傷者（切り傷など）64人
住家（被害認定調査）	全壊54棟、大規模半壊33棟、 中規模半壊50棟、半壊97棟、 準半壊188棟、一部損壊515棟 【合計937棟】※9月30日調査完了分

▶罹災証明書交付申請受付：1,278件
 ▶被災届出証明書交付申請受付：1,543件
 ▶農業用施設（ハウス、防霜ファン）の損壊：256棟、35基▶農作
 物の被害：飛来物落下 120,926㎡、損壊 58,599.6㎡▶福祉施設：
 損壊14棟▶保育教育施設：一部損壊1カ所▶冠水：最大9件▶
 倒木：最大33件▶土砂：最大60件▶通行止め：最大8路線（細
 江地内）▶停電：最大9,510世帯▶断水：最大44世帯▶避難者数：
 最大53世帯116人

復興支援の手



1・4_復興支援マルシェ 2_畑の復旧作業を行うボランティア 3_電力会社が昼夜問わず復旧に尽力 5_災害ボランティア団体と消防が連携 6_倉庫内を片付けるボランティア 7_被害認定調査をする市や県内外市町からの応援職員 8_罹災証明書の交付・生活再建制度の相談窓口 9_ボランティアセンターには多くの支援が 10_災害廃棄物の仮置き場での作業 11_県内大学生によるカフェで一息 12_民間企業による食料支援



税や保険料などの減免
被災内容などにより、各制度において減免などの対象となる場合があります。手続きには、「罹災証明書」などが必要となります。

問い合わせ
▼固定資産税
税務課 ☎(23)00035
▼国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険
国保年金課 ☎(23)00023
▼介護保険
長寿介護課 ☎(23)00076
▼保育料
子ども子育て課 ☎(23)00075

*災害に伴う問い合わせなどについては、左記にご連絡ください。
代表番号 ☎(23)00001

証明書交付手数料の免除
台風15号により、被災された方に対して、被災に伴う各種手続きのために証明書を交付申請する場合、交付手数料を免除します。

免除対象の証明書 ▼印鑑登録証明書 ▼戸籍謄本・抄本 ▼住民票(除票)の写し ▼税務関係証明書 など

免除方法 「罹災証明書」「被災届出証明書」の原本を提示

問い合わせ
市民課 ☎(23)00021
税務課 ☎(23)00022

罹災証明書などの申請
台風15号により、住家に被害を受けた方に対して、「罹災証明書」、非住家(車庫・倉庫・車など)に対しては、「被災届出証明書」を発行するための申請受付を行っています。

時間 午前10時～正午、午後1時～午後4時
会場 さざんか
問い合わせ
社会福祉課 ☎(23)00070

市ホームページにも情報を掲載していますので、二次元コードを読み取ってご確認ください。



台風15号に伴う 重要なお知らせ